

## 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院情報セキュリティ基本方針

### (目的)

第1条 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）が保有する情報資産に関して機密性、完全性及び可用性を維持するため、法人が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

#### 第2条

##### 1 機関

基本方針が適用される機関の範囲は、法人とする。

##### 2 情報資産の範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

### (用語の定義)

第3条 基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (2) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### (3) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (4) 情報セキュリティ

情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

#### (5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び第9条に規定する情報セキュリティ対策基準をいう。

#### (6) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

#### (7) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(職員等の遵守義務)

第4条 職員、非常勤職員、臨時職員（以下「職員等」という。）及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(対象とする脅威)

第5条 法人は、情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(情報セキュリティ対策)

第6条 前条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

法人が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

法人が保有する情報資産を重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

情報システムおよびその設置場所等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の必要な人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータの管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 この方針に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

(情報セキュリティ対策実施手順の策定)

第10条 対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ対策実施手順は、公にすることにより本法人の業務運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

1 この方針は、平成22年 4月 1日から施行する。